

## **[事案 27-230] 入院給付金支払等請求**

・平成 28 年 12 月 20 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

左下葉肺癌に伴う手術給付金および入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたことに対し、契約解除の無効および給付金の支払いをもとめて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 1 月に契約した医療保険について、左下葉肺癌に伴う手術給付金および入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、契約解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。

- (1)告知書 4 項「別表の病気で、診察、検査、治療、投薬等のいずれかを受けた場合」における「病気で」は「病気に罹患している場合」と解釈されるべきであるが、自分の入院は健康診断の再検査を目的とした入院である。
- (2)平成 25 年 3 月時点で、担当医から、異常がなく、経過観察は終了にしてよい旨を告げられているので、告知書 5 項「健康診断等をうけて、別表の臓器・検査項目で異常を指摘されたことがあるか」で「異常なし」と回答することは当然である。
- (3)保険会社には自分の重過失について立証責任があるが、どのような点に重過失があると主張しているのか定かでない。自らの受けていた検査が重要であったと自分が判断することは困難であるし、また、告知書 5 項では検査結果等を具体的に記載しており、告知箇所の誤りであるに過ぎないので、自分には重過失はない。
- (4)保険会社が告知書 4 項で記載すべきと主張している事項は、告知書 5 項に記載されており、保険会社は必要な調査をすることが可能であったにもかかわらず、それをしなかったものであるから、保険会社には過失がある。
- (5)募集人に相談をしながら、その回答にしたがって告知をしたので、誤った告知をしたのであれば募集人の誤導による。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知書 4 項の告知内容は明らかに事実と反しているため、申立人に重過失があるのは明らかである。
- (2)告知書 5 項は、診療経過で、申立人が自ら経過観察を希望し、担当医からも経過観察を指示されていることから、「要経過観察」に丸を付けるべきであることは明らかで、申立人も容易に認識し得た。
- (3)当社は、告知内容の真偽を疑わせるような特段の事情が無い限り、記載内容が真実でない可能性をも想定した積極的な調査義務を負わない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯および申立人が医師からどのような説明を受け、どのように認識したか等を把握するため、申立人および募集人に対し事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約に関する告知において、申立人には告知義務違反があったと認められること、募集人による不告知教唆または告知妨害があったとは認められないこと、および保険会社に過失はないものと認められることから、契約解除の無効および給付金の支払いは認められない。

しかしながら、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 募集人は、本件告知にあたり、告知書には正確に記載すべき旨を口頭で述べたと陳述しているが、それ以上の注意、説明を行わず、告知の重要性、告知義務違反の効果等につき、契約者に注意を促すために保険会社が作成した文書の重要部分を申立人に告げることもなく、かつ、申立人が当該文書を読むことを促したこともない。
- (2) 告知義務違反の解除事由には影響を及ぼしていないとしても、通院期間の算定方法について誤った説明をしている。
- (3) 募集人がより丁寧な説明を行い、告知義務違反の重要性を申立人に理解させるようにしていれば、申立人は告知についてより慎重に対応し、かかる紛争を惹起しなかった可能性がある。
- (4) 以上の事実関係を踏まえると、募集人の行為は必ずしも適切なものではなかったものと考えられる。